【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2024年1月12日

【四半期会計期間】 第53期第3四半期(自 2023年9月1日 至 2023年11月30日)

【会社名】 株式会社ジーフット

【英訳名】 GFOOT CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員兼商品・マーケティング担当 木下 尚久

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目23番5号

【電話番号】 03(5566)8852

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 経営管理担当兼経営企画本部長兼未来創造 D X

本部長 井上 紀一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目23番5号

【電話番号】 03(5566)8852

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 経営管理担当兼経営企画本部長兼未来創造 D X

本部長 井上 紀一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第52期 第 3 四半期 連結累計期間	第53期 第 3 四半期 連結累計期間	第52期
会計期間		自2022年3月1日 至2022年11月30日	自2023年 3 月 1 日 至2023年11月30日	自2022年3月1日 至2023年2月28日
売上高	(百万円)	49,200	49,209	65,695
経常損失()	(百万円)	3,328	883	5,004
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失()	(百万円)	3,483	1,065	5,523
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	3,458	1,044	5,444
純資産額	(百万円)	1,166	4,196	3,152
総資産額	(百万円)	39,098	36,138	40,250
1株当たり四半期(当期)純損 失()	(円)	81.88	25.04	129.81
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	3.0	11.6	7.8

回次	第52期 第 3 四半期 連結会計期間	第53期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自2022年9月1日 至2022年11月30日	自2023年 9 月 1 日 至2023年11月30日
1株当たり四半期純損失() (円)	31.68	6.23

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、オミクロン変異株の感染拡大に伴い、まん延防止等重点措置が2022年3月21日まで延長になり、お客さまの外出自粛により、来店客数が大幅に落ち込み、厳しい販売状況が続いた結果、前連結会計年度において営業損失を計上しました。

新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染後の対応に対する考え方の見直しや、感染症法上の分類移行等、行動制限なしの平常対応に伴う経済活動の持ち直しが進んだことにより、当第3四半期連結累計期間において前年同期より営業損失は縮小しました。一方、為替相場の変動や原油高、原材料高の影響を受けて相次ぐ、光熱費・日用品・食品の再値上げ等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しておりますが、当社グループは、当該状況を解消すべく、2024年2月期重点取り組みを確実に実施することで業績回復に努めてまいります。また、資金調達面においても、取引金融機関による短期借入枠の確保に加えて、当社より親会社であるイオン株式会社に対して資金面や事業面の経営支援の要請を行い、イオン株式会社との間で協議・交渉の結果、イオン株式会社より資金借入を行っております。これらの状況を踏まえ、当第3四半期連結会計期間末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、2024年2月期重点取り組みは、以下のとおりであります。

1.2024年2月期の位置づけ

「成長戦略に向けた基礎固め」

2024年2月期は、より加速度を上げて業績改善を図るため、具体的でかつ実効性の高い「事業再生実行計画」を確実にかつ迅速に推進し、着実に成果を上げる

- 2.2024年2月期重点取り組み
 - (1)MD構造改革

業態(店舗屋号)起点だった品揃えを、お客さま・売場起点の統一品揃えに変える履き心地、デザイン、機能・品質、プライスにこだわったPB商品の開発・展開商品在庫適正化によるサイズ欠品の撲滅(販売機会ロス減少、建値消化率改善)商品・サービスの良さを伝える情報発信(デジタルを活用した、来店を促す情報発信)

(2)事業構造改革

アスビーブランド統一の展開本格化、お客さまに信頼される地域 1 番店を作る

(3)組織・コスト構造改革

現場起点の組織体制構築(店舗がより販売に専念できる体制作り)

本社・店舗のデジタルシフト(本社・店舗定型業務の自動化・電子化による効率改善)

(4) E C 事業の成長と拡大

オムニチャネル化の推進(ECと店舗を繋げ、お客さま利便性向上、新規顧客獲得)

以上の施策により、キャッシュ・フロー経営の徹底と生産性の向上を図り、業績回復に向けた事業 構造改革に取り組んでまいります。 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間(2023年3月1日~2023年11月30日)における我が国の経済は、外食・旅行を中心としたサービス消費に持ち直しの動きが見られる一方、長引くロシア・ウクライナ情勢に加え、中東情勢の緊迫化等で変動する為替相場や、資源価格の高騰に伴う食料品・日用品・光熱費の値上げ影響による景気下押し圧力が懸念される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築を実現させるべく、4カ年(2023年2月期~2026年2月期)の事業再生に取り組んでおります。初年度となる前連結会計年度で、不採算店舗の整理、今後のアスビーブランド統一(利益店舗へ経営資源を集中し、事業効率・販売効率の最大化を目指す取り組み)で、店舗収益力の回復を見込む体制を整えることが出来ました。

そのような状況の中、当第3四半期連結累計期間における売上高は、前述のとおり、店舗収益力回復を目指した店舗の選択と集中を引き続き推し進めた結果、492億9百万円(前年同期比0.0%増、既存店前年同期比6.8%増)の実績となりました。また、当第3四半期連結累計期間末における当社グループの店舗数は、12店舗の出店と53店舗の退店を行い、670店舗(当社単体では663店舗、当期首差41店舗減)となりました。

売上総利益高では、第2四半期連結累計期間から引き続き、地域のお客さま情報、販売動向に基づいたスポーツ&キッズシューズ中心の品揃えへの再構築が進んだことに加え、持越し在庫への値下げ販売が減少したことにより、売上総利益率が前年同期から2.6ポイント改善(売上総利益率実績44.1%)、売上総利益高217億18百万円(前年同期比6.3%増)の実績となりました。販売費及び一般管理費は、営業継続店舗の賃料減額や間接部門のコスト削減に取り組み、前年同期から12億12百万円減少の223億94百万円(前年同期比5.1%減)の実績となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の当社グループの業績については、営業損失6億75百万円(前年同期は営業損失31億79百万円)、経常損失は8億83百万円(前年同期は経常損失33億28百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は10億65百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失34億83百万円)となりました。

当社グループはセグメント情報を記載しておりませんが、商品別売上状況は次のとおりであります。

商品別売上状況

商品別	売上高(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
婦人靴	8,672	17.6	94.9
紳士靴	5,292	10.8	96.4
スポーツ靴	19,697	40.0	104.8
子供靴	11,303	23.0	98.0
その他	4,243	8.6	100.1
合計	49,209	100.0	100.0

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は361億38百万円となりました。

これは主に売上預け金の増加12億84百万円があった一方で、現金及び預金の減少56億9百万円及び敷金及び保証金の減少4億64百万円により、前連結会計年度末と比較して41億11百万円の減少となりました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債は403億34百万円となりました。

これは主に短期借入金の減少14億25百万円、長期借入金の減少4億65百万円及び買掛金の減少3億67百万円により、前連結会計年度末と比較して30億67百万円の減少となりました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は 41億96百万円となりました。

これは主に利益剰余金の減少10億65百万円により、前連結会計年度末と比較して10億44百万円 の減少となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4)経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業について、生産実績、受注実績の該当事項はなく、当第3四半期連結累計期間における販売実績について、重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	144,000,000	
A 種種類株式	50	
計	144,000,050	

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間末現 在発行数(株) (2023年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年1月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,572,700	42,572,700	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 プレミア市場	単元株式数100株
A 種種類株式	50	50	非上場	単元株式数1株 (注)2
計	42,572,750	42,572,750	-	-

- (注) 1.「提出日現在発行数」欄には、2024年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。
 - 2 . A 種種類株式の内容は次のとおりであります。
 - 1.剰余金の配当
 - (1) A 種配当金

当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種配当金」という。)を行う。なお、A種配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2.残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、1億円(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「払込金額相当額」という。)を支払う。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

3.議決権

- (1) A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (2) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、償還請求日の10営業日前までに当社に対して書面による通知(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当社に対して、(i)当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(ii)下記(2)に定めるA種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭(但し、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還金額」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A種種類株主等に対して交付するものとする。

但し、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還金額

A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還金額」という。)とする。

基本償還金額 = 払込金額相当額 x (1+0.02)m+n/365

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

但し、償還請求日までの間に支払われたA種配当金(以下「償還請求前支払済配当金」という。)が存する場合には、A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を控除した額とする。

なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。

控除価額 = 償還請求前支払済配当金 x (1+0.02) x + y / 365

償還請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「×年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に 到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生す る。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)下記(2)に定めるA種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭(但し、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

(2) 取得金額

A 種種類株式 1 株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本取得金額」という。)とする。

基本取得金額 = 払込金額相当額 \times (1+0.02) m+n/365

払込期日(同日を含む。)から金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

但し、金銭対価償還日までの間に支払われたA種配当金(以下「金銭対価償還前支払済配当金」という。)が存する場合には、A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を控除した額とする。

なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配 当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

控除価額 = 金銭対価償還前支払済配当金 x (1+0.02) x + y / 365

金銭対価償還前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「×年とり日」とする。

6.譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

- 7.株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - (1) 当社は、株式の併合又は分割を行うときには、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当社は、株主に株式又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主に は普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株式にはA種種類株式又は A種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
- 8.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。
- 9.議決権を有しないこととしている理由 資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数	発行済株式総数	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高
	(千株)	(千株)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2023年9月1日~ 2023年11月30日	-	普通株式 42,572 A種種類株式 0	-	3,761	-	3,592

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年11月30日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 種種類株式	50	-	「1.株式等の状況」 の「(1)株式の総数 等」の「 発行済株 式」に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	12,300	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式	42,556,200	425,562	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式	4,200	-	-
発行済株式総数		42,572,750	-	-
総株主の議決権		-	425,562	-

⁽注)単元未満株式には、当社所有の自己株式71株が含まれております。

【自己株式等】

2023年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ジーフット	東京都中央区新川 1 - 23 - 5	12,300	-	12,300	0.02
計	-	12,300	-	12,300	0.02

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」

(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2023年9月1日から2023年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年3月1日から2023年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2023年 2 月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,115	505
売掛金	277	513
売上預け金	1,701	2,985
商品	25,752	25,795
その他	1,407	1,795
流動資産合計	35,254	31,595
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	284	387
その他(純額)	539	517
有形固定資産合計	823	905
無形固定資産	501	455
投資その他の資産		
敷金及び保証金	3,547	3,083
その他	123	97
投資その他の資産合計	3,671	3,181
固定資産合計	4,995	4,542
資産合計	40,250	36,138

	前連結会計年度 (2023年 2 月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	286	368
電子記録債務	6,829	6,650
金件買	9,685	9,318
短期借入金	14,850	13,425
関係会社短期借入金	5,000	5,000
1 年内返済予定の長期借入金	740	625
未払法人税等	381	264
賞与引当金	214	134
役員業績報酬引当金	5	3
その他	2,754	2,544
流動負債合計	40,748	38,334
固定負債		
長期借入金	1,459	994
退職給付に係る負債	130	74
資産除去債務	998	909
その他	65	22
固定負債合計	2,653	2,000
負債合計	43,402	40,334
純資産の部		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
株主資本		
資本金	3,761	3,761
資本剰余金	8,592	8,592
利益剰余金	15,452	16,517
自己株式	4	4
株主資本合計	3,102	4,168
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	54	33
その他の包括利益累計額合計	54	33
新株予約権	5	5
純資産合計	3,152	4,196
負債純資産合計	40,250	36,138
F 3 15 3 11 12 5 3 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		30,100

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
売上高	49,200	49,209
売上原価	28,772	27,491
売上総利益	20,427	21,718
販売費及び一般管理費	23,607	22,394
営業損失 ()	3,179	675
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	2	-
受取保険金	0	0
受取補償金	12	2
事業所税還付金	-	0
助成金収入	1	-
その他	3	0
営業外収益合計	20	4
営業外費用		
支払利息	162	205
持分法による投資損失	2	1
その他	4	6
営業外費用合計	169	213
経常損失()	3,328	883
特別利益		
固定資産売却益	194	-
債務免除益	-	15
補助金収入	7	-
受取保険金	-	38
雇用調整助成金	16	0
特別利益合計	218	54
特別損失		
減損損失	130	1
災害による損失	46	34
店舗閉鎖損失	22	26
特別損失合計	199	63
税金等調整前四半期純損失()	3,310	892
法人税、住民税及び事業税	177	175
法人税等調整額	4	3
法人税等合計	173	172
四半期純損失()	3,483	1,065
親会社株主に帰属する四半期純損失()	3,483	1,065

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
四半期純損失()	3,483	1,065
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	24	21
その他の包括利益合計	24	21
四半期包括利益	3,458	1,044
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,458	1,044
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

災害による損失

前第3四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日) 2022年3月に宮城・福島県で発生した地震により、修繕費9百万円及び商品廃棄損36百

万円を計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)

梅雨前線による大雨により、修繕費1百万円及び商品廃棄損33百万円を計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日) 当第3四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)

減価償却費 284百万円 284百万円 284百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

当社グループは、靴及びインポート雑貨等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を 省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)

当社グループは、靴及びインポート雑貨等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を 省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、靴及びインポート雑貨等の販売事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間		当第3四半期連結累計期間	
	(自	2022年3月1日	(自	2023年3月1日
	至	2022年11月30日)	至	2023年11月30日)
婦人靴		9,142百万円		8,672百万円
紳士靴		5,492		5,292
スポーツ靴		18,790		19,697
子供靴		11,536		11,303
その他		4,238		4,243
顧客との契約から生じる収益		49,200		49,209
その他の収益		-		-
外部顧客への収益		49,200		49,209

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年11月30日)
1株当たり四半期純損失()(円)	81.88	25.04
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	3,483	1,065
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(百万円)	3,483	1,065
普通株式の期中平均株式数 (株)	42,545,264	42,560,415
(うち普通株式(株))	(42,545,214)	(42,560,365)
(うち普通株式と同等の株式(株))	(50)	(50)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
 - 2. A 種種類株式は、剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式の株式数としております。

(重要な後発事象)

(令和6年能登半島地震の影響について)

2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、当社において店舗の一部が損壊する被害を受けました。被害を受けた資産の主なものは、商品、建物並びに工具、器具及び備品であり、損害額については現在調査中です。

なお、当該地震が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響について は現時点では合理的に算定することは困難でありますが、商品の廃棄、固定資産除却損及び復 旧等に係る原状回復費用等の発生が見込まれます。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ジーフット(E03370) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年 1 月10日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 啓 二 業務執行社員 一 一 出 啓 二 指定有限責任社員 公認会計士 嶋 田 聖

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーフットの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間 (2023年9月1日から2023年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年3月1日から2023年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーフット及び連結子会社の2023年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を 作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結 財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示す る責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠 を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して 責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガード を適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。